

茨城町高年者クラブ連合会入会のご案内

茨城町高年者クラブ連合会は、町内在住のおおむね60歳以上の方が対象の組織で、皆さんがお住まいの各地域の支部を中心に、生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりを目指した活動を実施しています。現在1,000名を超える方が入会しており、一緒に活動できる仲間を随時募集しています。

今年度は、当会で力を入れている輪投げ部門で県スポーツ大会準優勝の成績を収めました。また部会活動では、カラオケ大会やグラウンドゴルフ大会も開催しています。

活動内容の詳細や、活動についてご興味がある方は是非お気軽にお問い合わせください。



- ▶ **対 象** 町内在住のおおむね60歳以上の方
- ▶ **活動内容** 各地域の支部活動（スポーツ、奉仕作業、茶話会等）、スポーツ大会等の他、グラウンドゴルフやカラオケの部会活動 等
- ▶ **年 会 費** 200円 ※部会活動をご希望の場合には別途会費がかかります。
- ▶ **申込方法** 各地域の支部長または町社会福祉協議会（事務局）あてにご連絡ください。

【問合せ先】 茨城町社会福祉協議会 ☎ 029-292-7141

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集します（先着順）

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

※事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります（詳しい条件等は下記問合せ先まで）。

※本事業には、ふるさと納税の寄附金も活用しています。

▶ 補助内容

補助人槽	補助限度額（1基あたり）	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合（二世帯住宅等）

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部（単独処理浄化槽限度額120,000円／基）（くみ取り槽限度額90,000円／基）を補助します。

※既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部（限度額300,000円／基）を補助します。

▶ **受付期間** 令和8年1月16日（金）まで（先着順） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶ 申込できる方

単独処理浄化槽及びくみ取り槽をお使いの方で、公共下水道区域および農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和8年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽（N型）が設置できる方。

ただし次の場合は補助対象となりません。

- ① 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ② 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③ 町税等を滞納している場合
- ④ 家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- ⑤ 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶ 申込方法

下水道課（1階9番窓口）へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しくください。

※**先着順となりますので、早期に受付終了の場合があります。**

※**国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。**

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）

茨城町特産品ブランドいっぴん 第5回認証商品を募集します



「茨城町特産品ブランドいっぴん」は、町内の優れた地域資源を活用した商品などをブランド認証することにより、町の魅力を広く発信し、町の認知度やイメージアップを図ることを目的としています。これまでに、7品（梅里豚、しじみラーメン、飯沼栗、愛ちゃんメロン、たがね餅、合鴨の米、ミルキークイーンあまざけ）が認証されました。

認証されると認証書が交付され、「茨城町特産品ブランドいっぴん」の認証マークを使用できるようになります。また、認証グッズの配付、各種メディアへの掲載、各種イベント等において茨城町の特産品としてPRします。

皆さまの「自慢のいっぴん」のご応募をお待ちしています。

- ▶ **募集期間** 11月17日（月）～12月16日（火）
- ▶ **申請資格** ○一次産品の場合：町内産の農畜水産物であること。
○加工品の場合：町内産の農畜水産物を活用し、町内外の事業所で製造された商品であること。また、町内に所在する販売事業者であること。

▶ **申請方法** 「茨城町特産品ブランドいっぴん認証申請書」に関係資料等を添え、農業政策課までご提出ください。詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、農業政策課までお問い合わせください（審査時には、試食用として商品を提出していただきます）。

【問合せ先】 茨城町農畜産物「きらり」実践協議会（事務局 農業政策課 農業企画グループ） ☎ 029-240-7118（直通）

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎ 029-291-4000）に申し込みをしてください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。**

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの污水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 浄化槽の設置には、補助金が交付される場合があります。

【問合せ先】 茨城県 県民生活環境部 環境対策課 ☎ 029-301-2966
茨城町 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）